

福岡市公報

令和 8 年 3 月 30 日 第7223号(別冊18)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目	次—	ページ
交 通 局		

○福岡市交通局安全管理規程の一部改正（規程第 7 号）	1
-----------------------------	---

交 通 局

福岡市交通局安全管理規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第 7 号

福岡市交通局安全管理規程の一部を改正する規程

福岡市交通局安全管理規程（平成18年福岡市交通事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 節 車両の管理（第36条—第39条）」を

「第 3 節 車両の管理（第36条—第39条）」

第 3 章 サイバーセキュリティを確保するための事業の実施及び管理の方法 に改める。

第 1 節 サイバーセキュリティ責任者の責務（第40条・第41条）

第 2 節 事業の実施及び管理の方法（第42条—第47条）

第 3 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 交通事業管理者は、輸送の安全に支障を及ぼすおそれのあるサイバーセキュリティ侵害（以下「セキュリティ侵害」という。）について、その責任者及び対応方法その他必要な事項について、職員に周知徹底しなければならない。

第 4 条第 1 項第 5 号を次のように改める。

(5) 施設部長 高速鉄道の鉄道施設（車両・保全部が所管するものを除く。）の保守、管理及び改修その他これらに付帯する全般の業務を掌理する。

第 4 条第 1 項第 9 号を削り、同項第 8 号中「行う」を「掌理する」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 7 号を同項第 8 号とし、同項第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 車両・保全部長 高速鉄道の保線、電気設備の保守、管理及び改修、車両その他これらに付帯する業務を掌理する。

第4条第1項に次の2号を加える。

(10) 計画部長 鉄道事業の計画及び調整に関する業務を掌理する。

(11) サイバーセキュリティ責任者 輸送の安全に関するシステムにおいて、サイバーセキュリティの確保に関する事項を統括する。

第6条第5号中「事故・災害等」の次に「、セキュリティ侵害」を加える。

第10条の2の見出し中「施設車両部長」を「施設部長」に改め、同条中「施設車両部長」を「施設部長」に改め、「及び車両の保守、管理及び改修」を削る。

第11条中「施設車両部」を「施設部」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(車両・保全部長の責務)

第12条の2 車両・保全部長は、輸送の安全を確保するため、線路並びに電気の保守及び管理、車両の保守、車両に付帯する全般の業務の実施及び管理の状況を把握し、必要な措置を講じるものとする。

第16条の2を次のように改める。

(計画部長の責務)

第16条の2 計画部長は、鉄道事業の計画に当たり、鉄道施設、車両、運転その他の事項を総合的に勘案し、安全性等の検証を行うものとする。

本則に次の1章を加える。

第3章 サイバーセキュリティを確保するための事業の実施及び管理の方法

第1節 サイバーセキュリティ責任者の責務

(サイバーセキュリティ責任者)

第40条 サイバーセキュリティ責任者には、施設部長の職にある者を充てる。

(サイバーセキュリティ責任者の責務)

第41条 サイバーセキュリティ責任者は、サイバーセキュリティの確保に必要な措置の検討に当たり、職員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及び実現可能性の検証を行うものとする。

2 サイバーセキュリティ責任者は、職員に対するサイバーセキュリティの確保に必要な教育訓練を適切に管理するものとする。

3 サイバーセキュリティ責任者は、輸送の安全の確保に関し、必要な情報を安全統括管理者その他必要な責任者に伝達し、必要な情報を受け、連絡・調整を密にするものとする。

第2節 事業の実施及び管理の方法

(セキュリティ侵害の防止対策の検討)

第42条 サイバーセキュリティ責任者は、サイバーセキュリティの維持・向上に資する情報を分析、整理し、セキュリティ侵害の防止対策の検討を行うものとする。

2 サイバーセキュリティ責任者は、前項の検討を通じて、輸送の安全の確保の観点から

鉄道事業に携わる者に知らしめることが重要である事項については、職員に共有を図るものとする。

(セキュリティ侵害の報告及び対応)

第43条 職員は、セキュリティ侵害への対応方法その他必要な事項をよく理解し、セキュリティ侵害が発生した場合は、必要な対応をとらなければならない。

2 サイバーセキュリティ責任者は、必要に応じ、あらかじめ定めた責任者の権限を超越して適切かつ柔軟な対応を行わなければならない。

3 セキュリティ侵害の発生を知った者は、速やかにあらかじめ定められた方法により、その情報を報告しなければならない。

4 サイバーセキュリティ責任者は、セキュリティ侵害の疑いが生じた場合または発生した場合、規程等に基づき、関係行政機関に速やかに報告しなければならない。

(業務の確認)

第44条 サイバーセキュリティ責任者は、適宜、業務の実施及び管理の状況を確認することにより、潜在する危険要因を抽出し、業務改善が必要な事項についての確な措置を講ずる。

2 前項の業務の実施及び管理の状況の確認については、必要に応じて適宜、外部能力を活用して行う。

(サイバーセキュリティに関する教育訓練)

第45条 サイバーセキュリティ責任者は、輸送の安全を確保するために必要となるサイバーセキュリティに関する教育訓練を実施するものとする。

(規程等の整備)

第46条 サイバーセキュリティ責任者は、輸送の安全を確保するために必要となるサイバーセキュリティに関する規程等を定める。

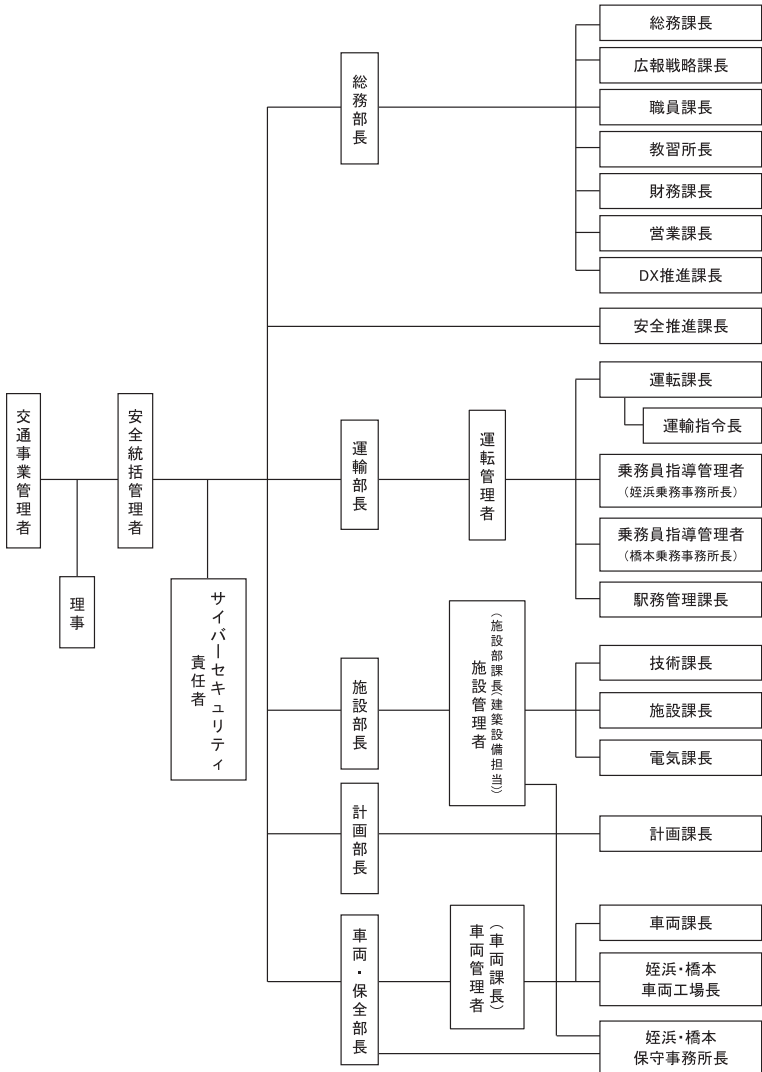
(規程、帳票類等の備え付け及び記録の管理等)

第47条 本規程、サイバーセキュリティの確保に係る帳票類その他の必要な資料等は、必要な部門に備え、適切に保管する。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

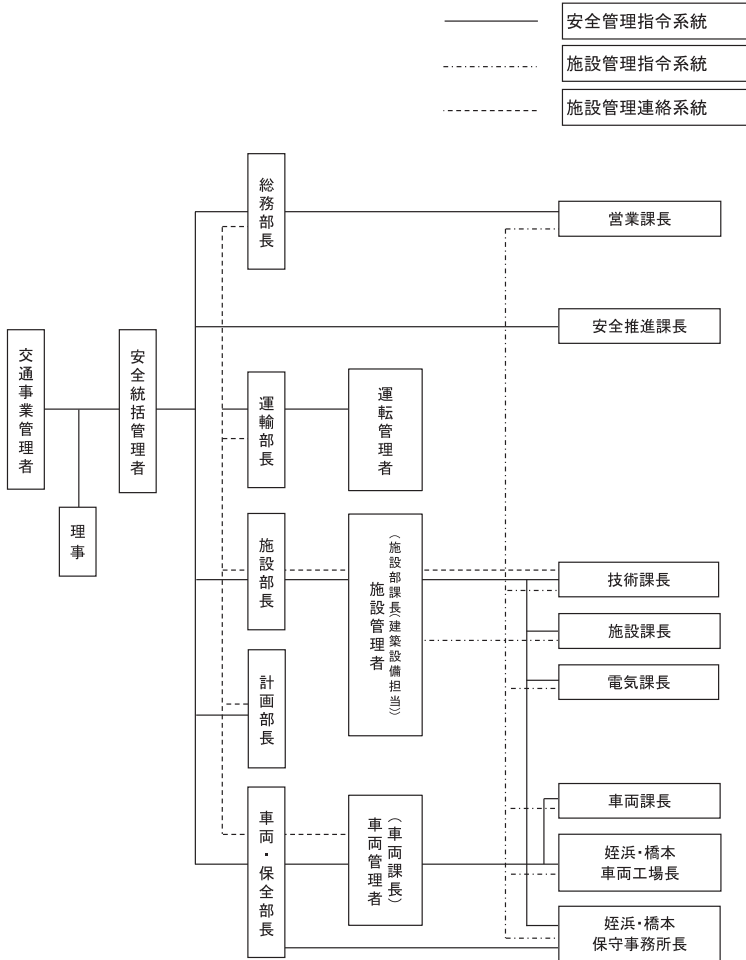
別表第 1

安全の確保に関する体制



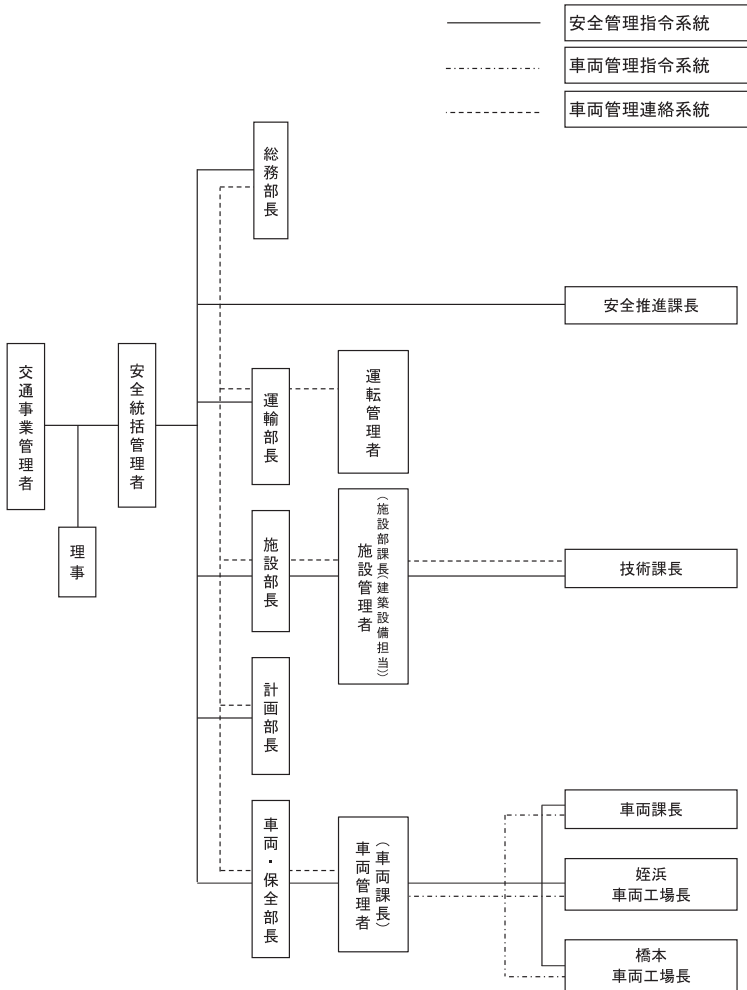
別表第3

施設の管理に係る体制、指揮命令系統図



別表第4

車両の管理に係る体制、指揮命令系統図



附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。